

「おいらせ町自治基本条例」条文（案）

第6章 町政運営の方針

第1*条（町の自己決定に関する条文） おいらせ町は、（1）国および青森県と対等な立場で相互に協力して町政の運営に当たります。

2 おいらせ町は、（11）他の自治体との相互理解のもと、共通の課題に対しては積極的に連携してその解決に努めます。

第2*条（情報公開、情報共有に関する条文） おいらせ町は、（2）行財政情報や政策など、町政に関する情報を可能な限り公開し、透明性の確保により町民との情報共有を図ります。

2 おいらせ町は、町民の知る権利を尊重し、町民に対する説明責任を果たします。

第3*条（個人情報保護に関する条文） おいらせ町は、（9）町民の個人に関する情報を厳正に保護します。

第4*条（参加と協働に関する条文） おいらせ町は、（3）町民の政策形成参加を促進するため、公募による審議会への町民参加や 等、町民の自治への参加機会を保障します。

2 おいらせ町は（4）町民の自主的公益活動やボランティア活動等への参加しやすい環境を整備し、町民との協働によりまちづくりを進めます。

3 おいらせ町は、町民や（10）企業、その他の組織・団体との連携を図り、協力してまちづくりを進めます。

第5*条（財政に関する条文） おいらせ町は、（6）財政計画を策定し、効率的で健全な財政運営を図ります。

第6*条（評価に関する条文） おいらせ町は、効率的な町政運営を行うため、（5）計画、予算、執行を評価して事業を進め、その結果を公表して施策の見直し、改善に反映させます。

第7*条（苦情への対応に関する条文） おいらせ町は、（7）住民からの苦情や相談を受けたときは、これを尊重し、速やかにかつ誠実に対処します。

2 おいらせ町は、住民からの苦情や相談に対処した結果を、行政運営に生かします。

- (1) 国、県からの自立、町の個性を大切にする（町として自己決定権）
- (2) 行財政情報の公開、透明性の確保により町民との情報共有を図る。
- (3) 町民の政策形成参加を促進する
- (4) 町民の自主的公益活動、ボランティア活動参加の環境を整備する
- (5) 計画、予算、執行を評価して事業を進める
- (6) 効率的で健全な財政運営を図る
- (7) 住民苦情、相談を尊重し、行政運営への活用を図る
- (8) 町民の知る権利を尊重し、説明責任を果たす
- (9) 町民の個人情報を保護する
- (10) 企業との連携を図る
- (11) 国、県、他の市町村との連携を図る（広域の事業、防災など）

（以下未）

第7章 参加のしくみ

- (1) 理解しやすい予算説明書の作成
- (2) 情報提供・情報共有を効果的に行うしくみ
- (3) 予算単価、費用効果を検証するしくみ
- (4) 審議会・委員会等の委員の公募
- (5) 第三者行政監視（オンブズパーソン制度等）
- (6) 選挙に参加しやすいしくみづくり

第8章 施行後の評価

- (1) 条例施行後の評価と見直し